



## FORM SE

## FORM FOR SUBMISSION OF PAPER FORMAT EXHIBITS BY ELECTRONIC FILERS

Japan Bank for International Cooperation

Exact name of registrant as specified in charter

0001551322

Registrant CIK Number

Annual Report on Form 18-K for the Fiscal Year Ended March 31, 2013 Electronic report, schedule or registration statement of which the documents are a part (give period of report)

e period of report)

S-\_\_

(Series identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines as needed)

C-\_

(Class (contract) identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines as needed)

Fiscal Year Ended March 31, 2013 Report period (if applicable)

> Name of Person Filing the Document (If other than the Registrant)

Identify the provision of Regulation S-T (§232 of this chapter) under which this exhibit is being filed in paper (check only one):

\_\_\_\_ Rule 201 (Temporary Hardship Exemption)

\_\_\_\_ Rule 202 (Continuing Hardship Exemption)

\_\_X\_ Rule 311 (Permitted Paper Exhibit)

333-182490

SEC file number, if available

#### SIGNATURES

Filings Made by the Registrant:

The Registrant has duly caused this form to be signed on its behalf by the undersigned, thereunto duly authorized, in Tokyo, Japan, on September 24, 2013.

Ţ.

Japan Bank for International Cooperation

By: Hayash **Director General** Treasury Department Corporate Group

Filings Made by Person Other Than the Registrant:

After reasonable inquiry and to the best of my knowledge and belief, I certify on \_\_\_\_\_, 20\_\_\_, that the information set forth in this statement is true and complete.

By: \_\_\_\_\_(Name)

(Title)

#### TOKYO:48015.3

### EXHIBIT INDEX

ļ

# Exhibit Number Description

1.

Excerpt of General Rules of the National Budget, which relates to the registrant for the fiscal year ending March 31, 2014 (Exhibit 5 to the Annual Report on Form 18-K for the fiscal year ended March 31, 2013, filed on September 24, 2013)

# Exhibit 1

I.

予算総則 1

1

-

	平	成	25	年	度		般	会	計	予	算
			予		算		総		則		
(歳入歳出予算)											
第1条 平成 25 年度歳入歳出予算は、歳	入歳出	それぞれ	<b>ι 92,6</b> 1	1,539,	,328千	円とし	、「甲号	蒙入常	<b>支出予</b> 算	「」に掲	げるとおりとする。
(継続費)					er den i ekste a	~ 76 ~ 4	L	(HI ~ 4	したない		ロサを書いて目ぼっしゃりレナマ
第2条 「財政法」第14条の2の規定によ	る既定の	り継続	夏の総名	貝及ひゃ	ド 割 額 の	ノ以正当	といいま	「児の新	本和で買い。	L, I <u>C</u> i	5種杌頁」に拘りるこれ ソこりる。
	h মস/না	士ンーの日の	o tettor	~ 唐田 -		いちている	۶ ス ≰Z ≇	₿ነ∔ Γ <sup>.</sup>	五旦錫:	tr(11日 封仁)	豊い 坦バスレなりレオス
第3条 「財政法」第14条の3の規定によ	り翌年』	更に練り	り越して	(使用?	600	270 07	こる粧り	(4d \ 1	内方森	병명태한	員」に招けると40リとりる。
<ul><li>(国庫債務負担行為)</li><li>第4条 「財政法」第15条第1項の規定に</li></ul>	TT	+ <del>)</del> 05 /5	(1114) - +-	いて日	ぶ唐政	七白切	オエ仁	<b>汝</b> ()+	「一日日	唐廣致	8台扣行為 に掲げるとおりとする。
	より平り	<b>戎</b> 25 年	度にわ	そうで図	7.7 1奥795	で貝担	9 ବୀ J	579 Kol 🔪 🗌	196	四小平、風力	がたっていたい う C 4 C 2 C 3 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4 C 4
(歳入歳出予算等の内訳)	告131	s un xu a	<b>計 久</b>	公久庁	ጠ ችን	を経費す	志小志	「料料	ま 書 画 す	いまく	「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求
第5条「NKK」第26条の規定による 書」は、別に添付する。	₩Xノへ J´ヺ	₩ ₩	ат <u>т</u>	9.41)	51 37	これに良る	【小日.	\` ' 47K2≥47			
一日、「「「日本」」、「「「日本」」、「「日本」、「「日本」、「「日本」、「「日本」」、「「日本」、「「」、「日本」、「「日本」、「「」、「」、「「」、「」、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」											
第6条「財政法」第4条第1項ただし書	の相定に	より平	成 25 至	毛度には	おいてく	、信を発	発行する	らことた	ができる	い限度都	頁は、 5.775,000,000 千円とする。
											2成 25 年度において公債を発行することができる
限度額は、37.076.000.000千円とする				131/31-1							
	-	公債の	発行の	特例に	関する	法律」第	₹4条 <b>第</b>	51項の	つ規定に	:より刊	ℤ成 25 年度において公債を発行することができる
限度額は、2.611.042.408千円とする。											
	-	っれるも	5の(以	下「外貨	公債」	という	。)があ	る場合	におけ	る同項	の限度額の規定の適用については、当該外貨公債
											2月14日までの間における実勢相場を平均した為
替相場(その相場に1円未満の端数があ											

Г

予算統制 9

	X	分		限	度	額		
	「特定タンカーに係る特定賠償義務履行	う担保契約等に関する特別措置法」	特定保険者	を付金交付契約に依	系る担保上限金額	額の合計額	9,583,130,325千円	
	第7条の規定による金額の限度							I
2	「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に	こ関する法律」第2条第4項の規定に	こより平成 25	年度においてアジ	ア開発銀行の特	钥基金に充	てるため拠出するこ	こと

ができる金額の限度は、157,078,968 千円とする。

3 「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定により平成25年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限 度は、外国貨幣換算率により換算した金額が6,842,732千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アフリカ開発基金を設立する協定」第1条1に規定する 計算単位に換算した金額とする。

(債務保証契約の限度額)

第 12 条 次の表の左欄に掲げる法人が平成 25 年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる 金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

	務	根	拠	規	定	金	額	の	限	度
1 株式会社日本政策会	金融公庫									
次に掲げる社債に係る	る債務									
(1) 国民一般向け業務	傍に関するもの	「株式会社日	本政策金属	的公庫法」		(1)に掲げ	る社们	貴にあ	っては	、額面総額
(2) 中小企業者向け	業務に関するもの	同法				75,000,000	千円、	(2)に掲	げる社	債にあって
(3) 危機対応円滑化	業務に関するもの	同法				は額面総額	(110, <b>0</b> 0	0,000 =	F円及び	げ(3)に掲げる
						社債のうち	、指定	金融機關	週の危機	対応業務に
						おける短期	社債の	取得に依	系るもの	)にあっては
						発行限度都	( 200, <b>0</b> 0	0,000 =	F円、そ	の他のもの
						にあっては	額面総	額 200,	000,000	千円並びに
						それぞれの	利息に	相当する	金額	
2 株式会社国際協力	 跟行									
社債のうち次に掲げ	るものに係る債務									
(1) 外貨をもって支	払われるもの	「国際復興	<b>喝発銀行等</b>	からの外i	資の受入に関	(1)に掲げる	社債に	あってら	は外貨表	長示の額面を

10 予算総則

<b>倩</b> 務	根拠規定	金額の限度
	する特別措置に関する法律」第2条第2項	外国貨幣換算率により換算した金額の総額
(2) 本邦通貨をもって支払われる社債のう	「株式会社国際協力銀行法」第35条第1項	及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示
ち外国において発行するもの		の額面総額の合計額が 660,000,000 千円に
		相当するこれらの社債に係る金額並びにその
		利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払う
		べき加算金その他引受契約に基づき支払うべ
		き手数料等の経費に相当する金額並びに減債
		基金等に払い込むべき金額に相当する金額
3 預金保険機構		
次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係		
る債務		
(1) 「預金保険法」に係る業務((2)に掲げる	「預金保険法」	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金に
ものを除く。)に関するもの		あっては額面総額及び元本金額の合計額
(2) 危機対応業務に関するもの	「預金保険法」	19,000,000,000 千円、(2)に掲げる預金保険
(3) 金融再生業務及び廃止前の「金融機能	「金融機能の再生のための緊急措置に関する	機構債及び借入金にあっては額面総額及び
の安定化のための緊急措置に関する法		元本金額の合計額 17,000,000,000 千円、(3)
律」に係る業務に関するもの	「金融機能の早期健全化のための緊急措置に	に掲げる預金保険機構債及び借入金に
	関する法律」	あっては額面総額及び元本金額の合計額
(4) 金融機能強化業務に関するもの	「金融機能の強化のための特別措置に関する	3,000,000,000 千円並びに(4)に掲げる預金保
	法律」	険機構債及び借入金にあっては額面総額及び
		一元本金額の合計額 12,000,000,000 千円並び
		にそれぞれの利息に相当する金額
4 銀行等保有株式取得機構		
銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法	額面総額及び元本金額の合計額
係る債務	律」第51条	20,000,000,000 千円並びにその利息に相当
		する金額